精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ運営要綱

参考資料４

平成25年2月22日ワーキンググループ長決定

（趣旨）

第一条　この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会（以下「当部会」という。）運営要綱第十二条の規定に基づき、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（職務）

第二条　ワーキンググループは、当部会運営要綱第六条第二項に掲げる担任事務について調査審議し、意見を述べるとともに、その施策を実施するために必要な関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

（組織）

第三条　ワーキンググループを組織する委員等（以下「ワーキンググループ委員」という。）は10人以内とする。

２　ワーキンググループ委員の任期は、当部会の委員任期と同じとする。

（ワーキンググループ長）

第四条　ワーキンググループ長は、会務を総理する。

２　ワーキンググループ長に事故があるときは、ワーキンググループ長があらかじめ指名するワーキンググループ委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条　ワーキンググループの会議は、ワーキンググループ長が招集し、ワーキンググループ長がその議長となる。

２　ワーキンググループは、ワーキンググループ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　ワーキンググループの議事は、出席ワーキンググループ委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第六条　ワーキンググループ委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議録）

第七条　ワーキンググループ長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席ワーキンググループ委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（会議の公開）

第八条　ワーキンググループは、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があるとワーキンググループ長が認めるときは、この限りではない。

（意見の聴取等）

第九条　ワーキンググループは、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第十条　ワーキンググループの庶務は、福祉部障がい福祉室生活基盤推進課において行う。

（委任）

第十一条　この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループ長が定める。

附　則

この要綱は、平成25年2月22日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。